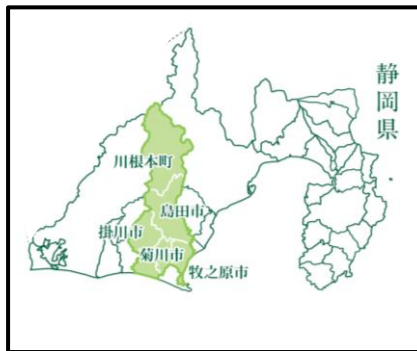




静岡の茶草場農法

～豊かな生物多様性を育み
環境と共生する伝統農法～



世界農業遺産

平成25年5月認定

静岡県掛川周辺地域

静岡県掛川周辺地域では、「茶草場(ちゃぐさば)農法」と呼ばれる伝統農法でお茶が栽培されています。毎年秋に草を刈り、有機物として茶園に投入することで、茶草場を様々な動植物が生育する特別な場所に変えてきました。高品質な茶づくりを目指す農家の努力により生物多様性が保全・継承されています。

茶草場農法の工程

草刈り

秋から冬にかけてススキやササ等の茶草を刈り取ります。

草の乾燥

刈った草を束ねて乾燥させます。束ねた草は「かっぱし」と呼ばれています。

茶園へ投入

乾燥させた草を細断し、茶園へ投入します。

高品質なお茶づくりが守る生物多様性



高品質なお茶づくり

よりよいお茶づくりのために

茶草場農法の技術は高品質なお茶を生産しようとする農家の努力により継承されています。

生物多様性の保全

草刈り後の茶草場

草を刈り取られた後は地表まで日の光がよく当たり、様々な生物が生育しやすい環境になります。

カケガワフキバッタ

静岡県掛川市の地名を冠した固有種で、翅が退化して成虫になっても飛ぶことのできないバッタです。



世界農業遺産認定後の取組

茶草場農法実践者認定制度

◆「静岡の茶草場農法」実践者認定制度を2013年9月に創設した。この制度では、茶園経営面積に対する茶草場の管理面積に応じ、生物多様性保全貢献度を3段階に区別して農法実践者を認定しており、お茶の葉の数で表している。

茶草場管理面積/茶園経営面積の割合	
認定区分	認定表示
5%未満	なし
5～25%未満	
25～50%未満	
50%以上	

茶園経営面積に対する茶草場の管理面積に応じ、

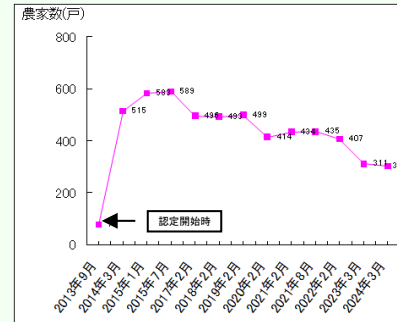
3ランクの認定



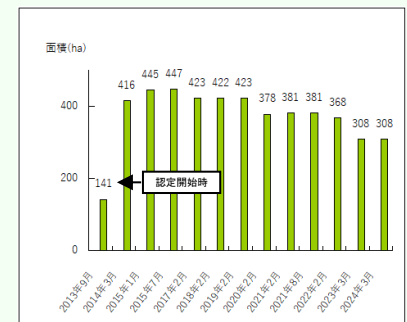
認定実績(2025年3月末時点)
 認定戸数 298戸
 認定シール累計販売数 863万枚
 登録販売業者 160社

◆下のグラフは茶草場農法実践者認定制度を2013年9月に開始してからの実践農業者等の推移を表したものである。制度開始以降、認定を受けた実践農業者及び茶草場面積は以下のとおり。

認定農業者数の推移



認定茶草場面積の推移



応援ロゴマークの作成

◆応募総数304作品から選定したロゴマークを2017年に公表した。茶製品のみならず、幅広い製品に使用することができる。延べ申請件数は47件(2025年3月末時点)



モデルツアー・バスツアーの実施

◆認定地域の魅力発信及び活性化のため、地域の実情にあったモデルツアーの実施支援及び協議会を主体とした体験バスツアーを行っている。



公式HP・SNSでの情報発信

◆公式ホームページ(日本語・英語)を開設し、情報発信力を高めるとともに、SNSの活用による双方向の情報発信を実施している。



～この他、生物多様性の保全、茶文化の普及等様々な活動に取り組んでいます。～